

6月1日は『人権擁護委員の日』です。人権擁護委員を知っていますか？

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。市では、4名の人権擁護委員が活動しています。人権に関する困りごとは、人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアの人たちです。人権擁護委員法に基づき、市長が市議会の同意を得て推薦します。

人権擁護委員の主な活動

人権擁護委員は、法務局と連携し、人権相談や人権被害者の救済、人権のたいせつさを知ってもらうための啓発活動などを行っています。

人権相談

次のような相談に応じています

- いじめ、体罰 ●暴行、虐待 ●差別 ●名誉毀損・プライバシーの侵害 ●セクシャル・ハラスメント
- インターネット上での誹謗中傷 ●近隣トラブルなど

市人権相談

毎月1回「人権相談」の相談員として、人権に関する相談ごとに応じています。

日 時	原則毎月10日 (土・日曜日、祝祭日の場合は翌開庁日) 午後1時～4時
場 所	市役所4階会議室
相 談 料	無料

* 予約は不要です。秘密は厳守します。

* 6月は特設人権相談所を開設します。6月10日(水)
午前10時～午後3時 市役所4階会議室402

子どもの人権SOSミニレター

手紙による人権相談です。

小・中学校に「子どもの人権SOSミニレター」の用紙を配布し、届いた手紙に返事を書いています。子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、救済に結び付ける取組をしています。

救済

「人権を侵害された」という被害者から申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、調査・処理に当たります。

人権啓発

「人権教室」

小中学校の依頼に応じ、学校を訪れ、相手を思いやることのたいせつさなどについて児童・生徒に伝える活動をしています。

「全国中学生人権作文コンテスト」

中学生が日常での経験などを作文にすることで、人権尊重の重要性・必要性を理解するとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に実施しています。

「その他」

小学生を対象に花苗を配布し、子どもたちが協力して花を育てることで命のたいせつさや思いやりの心を育む「人権の花運動」やイベント会場での人権リーフレットの配布などの啓発活動をしています。

当市の人権擁護委員

おの 小野寺 晴美 (新白岡)	くろ 黒須 琢也 (西)
かね 金子 稔 (小久喜)	よし 吉澤 俊一 (下野田)

問合せ 地域振興課人権担当 内線385



オレンジカフェに参加しませんか

オレンジカフェとは、認知症のかたやその家族、地域住民や医療・介護の専門職が気軽に集い、お茶やコーヒーなどを飲みながらの語らいや、さまざまなレクリエーションを楽しんだりする場所です。オレンジカフェに参加することで認知症の予防や介護する家族同士で悩みを相談し合ったり、医療・介護の専門職に相談したりすることができます。



- 対象** どなたでも利用できます。
- 参加費** 各事業所にお問い合わせください。
- 申込み** 不要
- 実施場所** 右表の場所で実施しています。実施内容や開催日時などは、直接事業所にお問い合わせください。

事業所	開催場所	連絡先
地域包括支援センター ウエルシアハウス	白岡1143番地1	0480 (90) 3022
介護老人保健施設 ぽっかぽか	上野田357番地1	0480 (90) 5666
クリエホーム・ ソラティア	小久喜200番地5	0480 (92) 6322
特別養護老人ホーム わかば	岡泉902番地	0480 (91) 6517
特別養護老人ホーム いなほの里	千駄野663番地1	0480 (90) 5557
C Cube Create	新白岡3丁目41番地 ルネ・グランガーデン2階	0480 (53) 8614
愛の家グループホーム 白岡	高岩2177番地	0480 (90) 5450
いちょうの木	上野田55番地4	0480 (91) 6211